

トーマス・ホッブスの自然法 (1)

——自然権について——

富貴島 明

目次

- 1 人間論
- 2 自由の定義
- 3 権利づけの問題
- 4 おわりに

トーマス・ホッブス Thomas Hobbes (1588—1679) の全体系の中心概念であり、彼の場合には自然法より優先している自然権を研究する。自然権は自由と定義される。しかしこの自由の定義には混乱がみられ、矛盾する自由概念を規定している。この論稿の目的は、自然権＝自由の二重性・混乱を分析し、さらにその奥にある彼の意図を明らかにすることにある。

1 人間論

ホッブスは非常なる体系家であり、彼の自然権・自然法を研究するためには、彼の方法論、物体論、人間論そして市民論（政治論）と体系をおっていかなければならない。⁽¹⁾しかし本稿の目的は自然法・自然権・自由の分析にあり、人間論と市民論にかかわる問題である。したがって本稿では、彼の方法論・物体論の問題を割愛し、自然権と直接関係ある範囲内での人間論の概略から始めることとする。

人間論は人間の本性、つまり人間の性向・能力などが研究対象となっているのであるが、まず人間本性のうち本源的で基本的なものとして感覚 sense が

(2) 説明される。ホッブスは人間の感覚を運動理論によって科学的に説明しようとする。外界に対象があり、人間という感覚主体が実在する。人間はみずから感覚し認識する能力をもっていない。外的対象が運動の原因であり、始まりである。外的対象からの運動が、それぞれの感覚機関(口・鼻・舌・耳・皮ふなど)に伝わり、頭脳を通過して心臓に達する。すると心臓はこの運動を逆の方向へはね返す。そこに心像 *phantasm* という感覚が生まれる。心臓に伝わった運動が、その人の心臓の運動を助け・促進する性質(つまり生命運動を助け、生命維持に役立つ性質)のものであったならば、その人はその対象へ接近し、獲得しようという欲求 *appetite・desire* の感情をもつ。反対に対象の運動が、その人の心臓の運動を妨害する性質(つまり生命運動を妨害し、生命維持を危うくする性質)のものであったならば、その人はその対象から遠ざかり、放棄しようという嫌悪 *aversion* の感情をもつ。快楽の対象である善を欲求し、苦痛の対象である悪を嫌悪するのである。この欲求と嫌悪が行為の意志となる。この行為は意志的行為 *voluntary motion* である。通常は、欲求・嫌悪が唯一つしか生じないということはなく、試行錯誤の結果、同一の対象に対して欲求と嫌悪が相互に継起する熟慮 *deliberation* を経て意志が決まる。意志とは熟慮の最終的欲求かあるいは最終的嫌悪である。この意志は、外的対象から伝えられ、心臓において反射された運動である。この運動は、行為となってその原因であった対象へ帰元する。原因・結果の因果関係はここに完結する。このように人間は意志する自由をもたず、必然性(その人の生命運動を助けるものへは欲求、反対に害するものへは嫌悪が意志となる必然性)のみを有する。

人間は意志を決定する熟慮の系列と同時に、もう一つの慎慮・理性の系列をもつ。⁽³⁾ まず慎慮について説明する。外的対象からの運動は心臓に達し、欲求・嫌悪を生ずると同時に心像をつくった。この心像が感覚であった。この心像は、欲求・嫌悪と同一の、心臓から反射された運動である。この運動は慣性の法則に従って、時と場所が隔たり、対象が取去られ、感覚機関が閉鎖された後でも残存する。この運動が観念 *imagination* である。観念は、欲求・嫌悪という感情・感覚の心像と同一性質の運動である。しかし人間は現在の新しい対

象からの心像をより強く印象づけられるので、観念は相対的に弱く、暗く、不明瞭な印象を受ける。またこの観念は、欲求・嫌悪が系列を作ったように連続し、系列を作る。この系列が意志によって規制・指導されることによって、意志目的の手段に関する思考が生じる。さらにその行為によって生ぜしめられる可能なる結果を探る思考系列が生じる。類似の行為には類似の結果が生じることを想定して、行為の結果を知ろうとするのだ。この種の思考系列が慎慮 *prudence* と呼ばれる。そしてこの慎慮の働きをより確かにするために、観念を言葉に置きかえ、文章の系列になおしたものが理性 *reason* である。

人間は意志する自由をもたないが、目的・手段の思考としての慎慮、さらにより正確な思考としての理性をもつ。

2 自由の定義

ホッブスはこのように人間論を展開し、これを基礎として自由を論ずる。⁽⁴⁾ 私はこの自由を、形式と内容とに分けて分析していくことにする。まず形式からいえば、以下の三点に分けられる。

(1) 自由とは意志したことをする自由であり、意志する自由ではない。⁽⁵⁾ そして意志された目的を実現していく力 *power* であり、決定された目的を実現するにあたって「外的障害のない状態」である。⁽⁶⁾ 自由は物体のみに適応され、精神には適応されない。というのは自由とは運動の自由なのである。運動とは空間的移動であり、物体のみが空間的である。「ここから明瞭に自由が運動するもの、すなわち人間にかんして、運動しないもの、すなわち意志にかんしないことが結論される。」⁽⁷⁾ したがって自由は物体である行為者の運動に関する規定であることがわかる。しかしまた意志は物体でなく、空間的移動はありえないから、自由が意志についていわれることはない。そして自由は、意志したことの實現（これが意志的行為）を妨害する外的障害を動かす力に関し、「外的障害の欠如」の状態である。

(2) 上記のように自由という概念が「意志すること」でなく「意志したことをすること」にのみ適応されるのであるから、通常「意志することの強制」で

あるといわれる恐怖も、ホッブスにおいては自由と両立する。恐怖とは、将来対象から害を受けるかもしれないという考えをともなった嫌悪である。⁽⁸⁾確かにホッブスの人間にとっても、恐怖は内面的強制である。慎慮・理性の思考系列における将来の予見・推理が恐怖という結果であり、以前の意志の内容を変更せねばならなければ、この恐怖は強制したといえる。恐怖それ自体が、以前の意志（その内容は欲求である）を変更し、最後の意志（その内容は嫌悪である）となるのである。恐怖は意志の内容を欲求から嫌悪へ強制するのである。しかしこの恐怖は、意志の変更、すなわち精神内の内面的強制であり、ホッブスのいう外面的自由である自由とは衝突・矛盾しない。その意味で恐怖と自由とは両立する。

(3) 必然も自由と両立する。この必然性は内的必然性であり、自由とは外的自由である。つまり意志する・しないの自由はなく、⁽⁹⁾意志は必然的に一方に決定される。ホッブスは精神は存在せず、物質のみが実在的であるという一元論的立場をとり、認識作用の内在性・自発性を否定する。⁽¹⁰⁾意志は熟慮という欲求・嫌悪の連続的継起を経て決定されるとはいえ、この欲求・嫌悪は、心臓の生命運動を促進するか妨害するか、ということによって必然的に決定される。対象が生命運動を促進すれば、人間はその対象を欲求し、さらに促進しようとして接近する意志的行為をおこなう。つまり心臓の生命運動の必然性によって、意志が欲求から発するか嫌悪から発するかを決定する。この意味でこの必然性は、主体的必然性 *subjective Notwendichkeit* と呼べる。また人間の意志は神の意志であるという神学的必然性、また人間の意志は自然界の物理的因果の結果であるという自然哲学的必然性と区別して、心臓の必然性つまり人間の⁽¹¹⁾必然性である、ともいえる。

以上要するにホッブスの自由論は、(1)外的障害の欠如の自由、(2)恐怖と両立する自由、(3)必然と両立する自由の三形式を骨子とする。そして人間は、意志する自由をもたず、意志したことをする自由をもつ。人間は主体的必然性をもって意志を制約するが、恐怖は自由と両立する。

以上が自由の形式面であり、次に自由イコール自然権といわれる自由の具体的内容を、『法の原理』⁽¹²⁾と『市民論』⁽¹³⁾に立脚して、検討してみよう。両書とも、人間についての十分な説明が先行し、自然状態の内での自然権として論じられている。自由の内容は二つに分けることができる。

その第一は自己防衛 self-protection の自由である。人間は心臓の決定という主体的必然性をもって、自己の生命と身体を防衛する目的のために努力する自由をもつ。人間は生命維持・自己防衛に役立つことを欲求し、意志し、実現する力をもっているのである。その第二は自己保存 self-preservation の自由である。自己防衛という目的のための手段への自由である。ホッブスはこのような内容をもった二つの自由をともに自然権と呼んだのである。前者を第一の自然権、後者を第二の自然権とする。ホッブスは防衛という言葉⁽¹⁴⁾を消極的に、保存という言葉⁽¹⁴⁾を積極的意味に使いわけている。

次に自然権の内容をいま少し説明を加えながら、この内容と形式が一致することを示さねばならない。第一の自然権の内容が恐怖=嫌悪・必然と両立することは、人間論において明白であった。問題は第二の自然権の内容と形式との関連である。

第二の自然権の内容は、自己防衛という目的のための手段への努力である。そしてこれは必然と両立する。すなわち人間は生きている限り心臓が動いている。そして外的世界が存在する限り、外的対象から運動を受け続け、自己防衛の努力を続けざるを得ない。欲求と嫌悪が続々と新しく生じてくる。しかし人間は、現在の感覚をより鮮明に、より強く感じ、過去の感覚(観念)を、より暗く、より弱く感じる。人間は現在の、より強い快楽を必然的に欲求する。満足を感じることはなく、人間の欲求は継続的に無限大にまで拡大する。ここに慎慮の系列が働いて、未来の快楽を獲得しようとする。目的そのものの追求ではなく、現在的手段としての力を欲求するようになる。目的と手段の転倒が起こり、ここに作用している主体的必然性は自己拡大する。自由=力は自己防衛の消極的範囲から、自己保存の積極的範囲にまで拡大し、ついには、すべてのものを持ち、すべての行為をする自由=力へと拡大する。このような必然性を

もった人間が、自己保存に必要なだと判断したものすべてを使用し、行為する自由=力をもつ。この自由が第二の自然権の内容であり、その形式である必然と両立することがわかる。

次に第二の自然権と恐怖が両立することになる。これが両立するのは、第二の自然権を放棄する自由である。以下説明する。人間は必然的にすべてのものを使用し、すべてのものを所有せねばならない。このために力を使用せねばならない。しかし力の本質は、「ある人が他の人の力よりも超越 excess したところにある。」⁽¹⁵⁾ すべての人々が等しい力をもっている状態は、力が存在しないと同一である。人間は、他人よりもより大きな力をもたねばならない。しかし自然は、人間を身心の諸能力において平等に作った。この平等は、人間おのおのに、より大きな力を欲求させ、他人よりも超過させようとする。力への欲求は、加速度的に増大せざるをえない。この力から力を欲求する傾向は、心臓の停止つまり死に達するまで止まらないのである。さらに欲求対象は限定されている。そこでこの絶対的権利は、他人の生命・所有物にまで拡大する。ここに戦いがおこり、死が生ずる。筆者はここからの過程を簡略化するが、ホブズはこう説く。生命維持の目的をもった自然権が、手段にまで拡大されることにより、その目的の反対概念である死がもたらされる。つまり人間は、まず単なる熟度によって、生命維持を目的としたことの欲求から発する行為(第一の自然権の内容)を行ってきた。次に慎慮によって手段の観念が生じたので、生命維持の目的の手段すべての欲求から発する行為(第二の自然権の内容)を行ってきた。しかしこの結果は、生命維持の反対である死であった。死は恐怖の対象であり、恐怖は嫌悪であった。すると今度は第二の自然権を嫌悪する行為を行う。これらの欲求は、実際には行なわれておらず、推理の世界のできごとであり、一瞬間におこなわれたのである。つまり第二の自然権から遠ざかり、放棄するのである。この行為は、恐怖によって内面的に強制された行為である。恐怖は嫌悪への強制である。しかしこの強制は、内面的な熟慮過程内での強制であり、意志したことをする自由=第二の自然権を放棄する行為を強制したとはいえない。この行為と恐怖は両立する。しかも恐怖という意志を実現していく

手段（これが社会契約である）と力を持っている。実際に、すべてのものを使用するという力を放棄するということは、単に力を行使しないことであるから、外的障害はなく、問題はない。内体を維持する力を使用する自由は保留している。しかし反対にすべてのものを欲求し、それを実現しようとする行為には、他人という外的障害があり、十分に遂行できない。したがって第二の自然権を放棄する自由と恐怖が両立する。

いままで筆者は、ホッブスには、「意志したことをする自由」はあるが、「意志する自由」はない、と指摘してきた。これは、彼の人間論における論理的帰結であった。しかし、彼の政治著作中最も完成された形式をとるといわれている『ソヴァイヤサン』になると、彼はこの「意志する自由」を肯定するのである。まさしく自由に関する彼の矛盾が指摘されるところであろう。この問題に関する私なりの見解をここで簡単にふれておきたい。その手がかりを『リヴァイヤサン』に求めることにしよう。

ホッブスは、『リヴァイヤサン』の第一章から第十三章までに、『法の原理』および『市民論』の基礎である『人間論』『物体論』と同じ形式・内容の自由論と人間論を展開している。自由は意志したことをする自由であり、必然・恐怖とそれぞれ両立する。しかし第七章では、二つの自由の内容は自然権としてでなく、単なる力としてしか書かれていない。第十四章になってはじめて、この自由が自然権であると定義される。

「自然の権利とは、各人が彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために彼自身の欲するままに彼自身の力を用いるという、各人の自由である。したがって、彼の判断と理性において、そのために最も適当な手段だと思われるあらゆることを行う自由である。」

この定義の後で、自由は外的障害の欠如だと述べられる。ここまでの自由＝自然権は、意志したことをする自由という先の形式と同一の形式をもつ。しかしこの後が問題となる。ホッブスは、権利と法 *jus and rex, right and law* は正しく区別すべきであり、他の人々は混同してしまっている。自分だけが正しく区別していると自慢げに述べる。「権利は、おこないまたはひかえること

の自由に存し、それに反して法は、これらのうちの一方に決定し拘束する。」この「権利である自由」は、外的障害の欠如という物理的自由 *physical liberty* の意味の自由ではない。権利と反対概念である義務の欠如という精神的自由 *moral liberty* の意味の自由である。⁽¹⁶⁾

明らかに、『リヴァイアサン』における自然権の自由の形式上の概念規定は、『法の原理』『市民論』とは異なる。『リヴァイアサン』の自然権の自由は、「おこないまたはひかえる」すなわちするしないの自由という精神的自由であり、二方向の自由 *two-way freedom* であり、熟慮過程において義務が意志を決定する前の、欲求でも嫌悪でも可能なる状態である。義務の欠如の自由である。しかし『法の原理』『市民論』での自由は、意志したことをする自由という物理的自由であり、一方向の自由 *one-way freedom* であり、熟慮過程において必然が意志を一方へ決定した後の、意志を実現していく状態である。外的障害の欠如の自由である。

自由を形式の面から検討すれば、ホブスが自由概念の規定を混乱し、二つの自由を認めている、といわざるをえない。この混乱は、やはり『リヴァイアサン』の第二十一章「臣民の自由について」において最も明らかである。

ここでホブスはまず、自由とは外的障害の欠在であり、物体であるものみに適応される、と規定し、四つの自由の適応例をあげる。以下長い引用してみよう。傍点は引用者である。

「道が自由であるといわれる時には、道の自由があらわされるのではなくて、止まることなくそこを歩くものの自由があらわされるのである。 — i

そしてわれわれが、贈与が自由であるというとき、贈与の自由が意味されたのではなくて、贈与者がそれを与えよとのいかなる法や信約にも拘束されたのでない、という彼の自由が意味されている。 — ii

自由に話す時には、それは声や発声の自由ではなくて、人が、彼が話したのと違うように話すことを、いかなる法によっても義務づけられない、という人間の自由なのである。 — iii

自由意志という語の使用からは、意志・意欲・または性向についてはいかなる自由も推論されえないで、人間の自由が推論される。それは、彼がしようという意志・意欲または性向をもつものごとをおこなうにあたって、とどめる何ものも見い出さない、

ということに存するのである。

—iv]

i とivのケースにおける自由は、まさしく外的障害の欠如を意味し、物体へ適応された例である。しかしiiとiiiのケースの自由は、内的強制・義務の欠如という⁽¹⁷⁾意味であり、物体でなく精神へ適応された例である。ホッブスは、このiiとiiiのケースの自由の形式を自然権に規定したのである。

この自由を形式の面から分析してみよう。

(1) まずこの自由が、おこない・ひかえることの自由という精神的自由であり、義務の欠如という形式をもつことは上の引用からわかる。そして「外的障害の欠如」という根本的形式がくずれると、他の形式も微妙に変化してくる。

(2) 恐怖は、先に説明したように嫌悪である。嫌悪は熟慮過程内の一つであるから、意志する自由と矛盾せず、両立する。しかしただここで言うておかねばならないことがある。恐怖が義務と関連しているのである。ここでも恐怖を、欲求から変更された嫌悪と解すれば、恐怖は意志の一方への決定、拘束であり、義務の形式をもったことになる。義務と自由とは対立概念であるから自由の強制となり、恐怖と自由とは両立しない。ホッブスはこの意味でいう。「恐怖は、それをすべく意志している時に、強制されている、といわれる。⁽¹⁸⁾」「恐怖からなされた信約は義務的⁽¹⁹⁾である。」この意味で恐怖は意志することを強制するのであり、義務的である。恐怖は意志を一方向に限定し続けるのである。ホッブスの例によると、人が生命の恐怖から盗人と身代金を払うべく信約を結べば、彼は盗人から解放された後でも支払うべく義務づけられている、とある。⁽²⁰⁾彼は解放された後で、支払わない欲求を行為することができるのだが、恐怖は意志を強制し続け、支払いを義務づける。恐怖は意志する自由とは矛盾する、と言える。

(3) 同じように自由と必然性の関係も両立しない。この必然とは主体的必然であり、意志が欲求か嫌悪か、心臓の運動によって決定される、という意味であった。意志が一方向に限定されていることであった。必然とは意志する自由のないことであった。しかしこの自由は、二方向の自由であり、意志が決定される前の、欲求・嫌悪の連続的継起である熟慮における自由である。ホッブス

はこの意味の自由をとって、「われわれがもっていた自由に終末を与える、という理由で熟慮とよばれる⁽²¹⁾」といている。しかしこの定義は、熟慮が欲求と嫌悪の連続的継起であるという定義⁽²²⁾とは一致しない。後者の熟慮においては、意志は心臓の運動によって必然的に決定されてしまう。しかし前者の熟慮では、意志は二方向のどちらでも決定できるのである。心臓という必然性から解放され、精神の自発性があり、人間は自己保存に反する行為でも意志することができるのである。人間が自発性をもち、行為が必然から解放されることによって、自己防衛の必然的行為をそのままに保留し、しかもやはり必然的である力から力への絶対的自由を放棄できるのである。この重要な絶対的自由の放棄ということは、この自由によってのみ論理的に説明される。

次に『リヴァイアサン』第十四章における自由＝自然権の内容をみてみよう。ホブスは権利を上のように精神的自由と定義した後で、自然法と自然権との関連を説明する。

「各人は、平和を獲得する望みが、彼にとって存在する限り、それへ向って努力すべきであり、そして彼がそれを獲得できない時には、戦争のあらゆる援助と利益を、もとめかつ用いてよい。この法則の最初の部分の内容は、第一のかつ基本的な自然法であって、それは、平和をもとめ、それに従えということである。第二は自然権の要約であって、それはわれわれのなしうるすべての手段によってわれわれ自身を防衛せよ、ということである。」

要約された自然権の内容は、すべてのものを使用する自由であり、第二の自然権の内容である。そしてこれが手段であることから、われわれ自身の防衛がその目的であることがわかる。この目的が第一の自然権の内容である。自然権＝自由の内容規定は、『リヴァイアサン』も『法の原理』『市民論』も同じである。

さらに内容と形式との合一を見てみよう。自然法の定義によって分類するとこうなる。

(1) 平和を獲得する望みがない場合、人間は第一の自然権を欲求し、第二の自然権も欲求する。

(2) 平和を獲得する望みがある場合、人間は第一の自然権を欲求し、第二の

自然権を嫌悪する。

ここで問題となるのは、義務と意志する自由、恐怖との関係である。平和の望みがない場合の第二の自然権への欲求は、平和の望みがある場合には嫌悪されねばならない。この欲求から嫌悪への変更は、意志を一方に限定することであるから義務であり、強制である。そしてこの変更は恐怖によってなされる。具体的にいうと、平和の望みがない場合とは自然状態であり、すべての人々がすべてのものを使用することを欲求している状態である。平和の望みがある場合とは、社会 *commonwealth* が成立し、主権者が平和を乱すことを刑罰するという恐怖心をもって支配している状態である。つまりこの社会では、第二の自然権への欲求は、刑罰への恐怖によって嫌悪へ変更させられるのである。この変更は、意志することを奪うことであり、義務なのである。つまり平和の望みがある場合、第二の自然権を嫌悪する自由は、義務と両立する。さらに第二の自然権を放棄する自由は、義務と両立する。『法の原理』『市民論』では、第二の自然権の放棄は恐怖と両立した。ホッブスの全体系中、平和の望みがある場合、つまり社会の中では、すべてのものを使用しようと意志する自由、またすべてのものを意志したことを実現していく自由は放棄せねばならない、という原則がある。

3 権利づけの問題

いままで自由＝権利を形式・内容の面からみてきたが、次に権利づけの問題を解決せねばならない。自由＝力が自然権といわれるには、法学的にみると、力の法による承認・裁可がなければならない。力は法により権利づけられて、はじめて権利となる。権利と法は表裏一体のものである。しかるにホッブスは、『リヴァイヤサン』では権利と法は区別されるべきものであり、一致しないものである、といい、『法の原理』『市民論』では、自然法出現以前の自然状態において自然権を認めている。まず『法の原理』『市民論』の論述からみてみよう。

こういう論順である。人は必然的に自己の快樂・善を欲求し、苦痛・悪を嫌

悪する。自己防衛さらに自己保存を実現する自由は、必然性をもっている。そしてこのことは理性の指示に反することではない。このような論述のあと、『法の原理』では、「理性に反していることを、人は **right or jus**, あるいはわれわれ自身の自然の力と能力を使用する **blameless liberty** と呼ぶ」と権利づけがおこなわれる。また『市民論』では、自己保存のために必要だと判断したものすべてを使用し、おこなうことは、**right reason** に反することではないから **lawful** である、という⁽²⁴⁾。両書に共通する論旨はこうである。自己防衛・自己保存の自由は必然的である。それ故に合法的であり、理性の指示に反しない。だからこの自由は合法的であり、権利である。この論旨の根基は必然性である。先に説明したように、第一・第二の自然権の内容を実現していく自由は、主体的必然と両立したのである。それ故権利なのである。しかしホッブスは、権利には法的許可が必要であることを十分知っていた。知りつつ、無視して、権利づけを行なったのである。

次に『リヴァイアサン』の自由の権利づけをみてみよう。『リヴァイアサン』では、自然権の説明は、自然法論の第十四章においてはじめておこなわれる。しかし彼はそれ以前の章で、自己保存を欲求し、意志することは必然的であると、いっている。そして第十三章において「自然状態には、**right and wrong** の観念は存在しない」といっている。ホッブスは、自由の必然による権利づけを拒否し、行なわない。そして第十四章において自然法を定義する。この自然法は、筆者が先に引用したように、その前半の部分が「平和を求め、それに従え」という自然法の要約であり、その後半が「われわれのなしうるすべての手段によってわれわれ自身を防衛せよ」という自然権の要約である。自然権と自然法は相互に規制しあっているのである。この自然権は、自己防衛を意志することができる、という自由であり、自然法によって権利づけられている。

さらにこの自由は次のように合法性をもち、権利づけられている。自己防衛の自由は、エゴイステックな、単なる自己の利益追求の行為とは区別され、その合目的性＝理性的であること、またその正当性は、他人にも承認されることを欲求できる。しかし人間は平等であり、他人に権利として承認されることは

自己に義務となり返ってくる。⁽²⁶⁾ 自己防衛の自由は義務でもある。義務は法の理念であり、自由は権利の理念である。したがって自己防衛の権利は、法によって規制されている、ということになる。自己防衛を目的とする自由は権利づけられた。さらに同章に「目的に対する権利は、手段に対する権利を含む」という規定がある。すべてのものへの自由も権利づけられる。第一・第二の自然権の内容である自由は、ここに権利づけられた。そして権利づけの根基は、義務である。

4 おわりに

三つの著作を通じてその具体的内容は同一であった。そして第一の自由の内容たる生命維持の自然権を確実にするために、第二の自由の内容たる絶対的に拡大された自然権は放棄される、という原則が打出された。この原則を形式に關した面からみると、三著作を通じて第一の自然権は必然性によって保証されてきた。しかしこの必然性は第二の自然権追求をも正当づけるのである。そして他方において恐怖が第二の自然権の放棄を強制する。第二の自然権に関して必然と恐怖は矛盾してしまう。しかし『リヴァイアサン』第十四章になると、人間は必然性から解放され自発的に第二の自然権を放棄することができるようになる。そして恐怖が義務となって第二の自然権放棄を強制する。第二の自然権放棄の説においては、『リヴァイアサン』第十四章の方が『法の原理』『市民論』よりも形式的に満足させる。しかしこのように自由が必然性から解放されると、反面に第一の自然権の確保をも必然づけられない、という欠点も出てくる。このように『法の原理』『市民論』では、生命維持の第一の自然権の必然性が強調され、『リヴァイアサン』においては、絶対的自由という第二の自然権の放棄が形式的に満足する形で論ぜられている。さらに自由の権利づけにおいては、『リヴァイアサン』が法学上の形式に則った論理を展開している。

次に彼の政治的・経済的意図に関連させ、さらに複雑な時代的背景を照合させつつ、三つの著作の共通なる原則と違いを論ぜねばならない。しかしこの間

題は次の論稿において論ぜられる。

(未定稿)

注

- (1) ホッブスは哲学三部作を完成させている。*Elements of Philosophy, the First Section, Concerning Body*, 1655. (引用は *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury; Now first collected and edited by Sir William Molesworth, Bart, vol. I, London, 1839.* から用いる。*Body* と略す。) この第一編が方法論である。*Elementorum Philosophiae Sectio Secunda de Homine*, 1658. (引用は *Opera philosophica quae latine scripsit omnia in unum corpus nunc primum collecta studio et labore Gulielmi Molesworth, Londini, 1839-45. vol. II* から用いる。筆者はラテン語が完全に読めないので独語の抄訳 *Thomas Hobbes, Vom Menschen, Vom Bürger, eingeleitet und herausgegeben von Güter Gawlick, Hamburg, 1959.* を参照した。ラテン語は *de homine*, 独訳は *Vom Menschen* と略す。) そして第三部 *Philosophical Rudiments concerning Governements and Society*, 1642. (引用は『物体論』と同じ英語の全集版 *E. W. II* を用いる。*Gover.* と略す。)
- (2) *Body*, pp. 387; *de homine*, pp. 94; *Vom Menschen*, S. 30; *The Elements of Law, Natural and Politic*, 1640. pp. 2. (引用は *Ed. with a preface and critical notes by Ferdinand Tönies, Ph. D., Towhich are subjected selected extracts from unprinted MSS. of Thomas Hobbes, 2nd impr., Cambridge, (C. U. P.) 1928.* を用いる。*E. L.* と略す。) *Leviathan, or the Matter, Form, and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil*, 1651. pp. 1. (引用は *E. W. III* を用いる。*Lev.* と略す。) 水田洋訳 岩波文庫(一) 四三頁以下。なおホッブスの感覚・感情(特に死への恐怖)・慎慮については、拙稿「ホッブス哲学の感覚と感情」明治大学大学院紀要第十二集(3) 二二九頁以下を参照されたい。
- (3) *Body*, p. 408; *E. L.* pp. 47; *Lev.*, pp. 56. 訳(一) 一二一頁以下。
- (4) *Lev.*, pp. 196. 訳(二) 九〇頁以下。
- (5) *de homine*, p. 95; *Vom Menschen*, S. 21; *Body*, pp. 408; *Lev.*, p. 198. 訳(二) 九三頁。*The Questions Concerning Liberty, Necessity, and Chance, clearly stated and debated between Dr. Bramhall, Bishop of Derry, and Thomas Hobbes of Malmesbury.* (引用は *E. W. V*, p. 233.)
- (6) *E. W. V*, p. 352.
- (7) 太田可夫「ホッブスの自由論」『経済哲学の諸問題』二二九頁。
- (8) *de homine*, p. 104; *Vom Menschen*, S. 30; *E. L.*, p. 30., *Lev.*, p. 43. 訳(一) 一〇二頁。
- (9) 太田可夫 前掲書二四一頁。
- (10) 特に *Lev.*, p. 3. 訳(一) 四五頁を参照。
- (11) Peter Cornelius Mayer-Tasch, *Thomas Hobbes und das Widerstandrecht*, Tübingen, 1965. S. 20. 太田可夫 前掲書 二五四頁。
- (12) *E., L.*, pp. 54-55.
- (13) *Gover.*, pp. 8-11.
- (14) 特に *Gover.*, pp. 8-9. を参照。

- (15) *E., L.*, p. 26.
- (16) J. Roland Pennock, *Hobbes's Confusing Clarity Case of 'Liberty'*, p. 109. in *Hobbes Studies*, Oxford, 1965.
- (17) このケースを詳細に論究しているのが, A. G. Wernham, *Liberty and Obligation in Hobbes*, p. 120. in *Hobbes Studies*, Oxford, 1965.
- (18) *E. W.* V, p. 248.
- (19) *Lev.*, p. 126. 訳 (一) 二二一頁。
- (20) *Lev.*, pp. 126—127. 訳 (一) 二二一頁以下。
- (21) *Lev.*, p. 48. 訳 (一) 一〇八頁。
- (22) *ibid.; Body*, p. 408; *E. L.*, p. 47.
- (23) *E., L.*, p. 55.
- (24) *Gover.*, pp. 8—11.
- (25) *Gover.*, p. 185: *A Dialogue between Philosopher and a Student of the Common Laws of England.* (*E. W.* VI, p. 30)
- (26) 太田可夫『イギリス社会哲学の成立と展開』二〇二頁。